

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 伏見 岳志

### 論文題目 17世紀ユカタン植民地の貿易活動

スペイン領アメリカ植民地（16～18世紀）の歴史は、セビリヤのインディアス文書館に保存された膨大な公文書類を根本史料として、20世紀半ばから飛躍的に研究が進んだ。研究は植民地の営みの様々な側面に及んだが、特に注目すべき二つの分野があった。一つはピエール・ショーニュの『セビリヤと大西洋』を嚆矢とする植民地間貿易の数量経済史的研究であり、関税の徴収記録に基づいて貿易規模についての長期のタイムシリーズを示した。いまひとつは、チャールズ・ギブソンの『スペイン統治下のアステカ人』を嚆矢とするエスノヒストリー的研究であり、征服以前に高文明が栄えた地域における植民地時代の先住民に関係する史料に現代民族学の知見を適用して成果をあげた。

スペイン領植民地の中でユカタン半島は、メキシコ本土から海と密林によって隔てられた孤立性の高い地域であり、後古典期マヤ文明の中心地として固有の文化をもった先住民の人口が多かった。植民地時代にあっても北・西部のメリダ、カンペチェなど都市を生活圏とするスペイン人入植者と、その支配に服しながらも南・東部の未制圧の森林地帯を背景に擁するユカテコ・マヤ先住民の間には緊張をはらんだ関係が続いたが、この側面についてはナンシー・ファリスの『スペイン統治下のマヤ社会』（1974年）がほぼその全体像を示した。しかし対外貿易については、ユカタンにはメキシコ本土の銀に匹敵するような強力な輸出商品がないこともあり、ショーニュが確立した方法論に基づく数量的研究はなされていなかった。本学位論文はこの空白に切り込んで、関税の徴収記録にもとづいて17世紀のほぼ60年間について貿易額のタイムシリーズを示し、その成果にもとづいてユカタン植民地内部の社会経済関係についても新しい観点を切り開いたものである。

本論文は、本文全六章A4版181頁（400字詰め原稿用紙換算約586頁）に加えて、統計表・グラフ43頁、参考文献目録10頁から構成されている。注は文献注を含めて本文の脚注として付されている。

本論文の構成は主題ごとに一章を宛て、第一章「交易ルート、港、商品」、第二章「商人たち」、第三章「貿易動向」、第四章「非合法貿易」、第五章「生産体制」、第六章「人口と貨幣流通」の六章および序論と結論から成っている。序論においては二つの問題提起がなされている。第一にユカタン植民地を、先住民の文化程度は高いが強力な対ヨーロッパ輸出商品をもたない準周辺植民地と位置づけ、しかしそのような植民地についても海外貿易が地域社会に及ぼした影響を検討する必要がある、とした。第二にアメリカ植民地におけ

る 17 世紀が、ヨーロッパ経済と対ヨーロッパ貿易の景気後退を直接に反映した不況の時代であったか、それともすでに独自の経済ダイナミズムを内蔵した成熟の時代であったか、という以前からある問題を再提起し、第一の問題との関係で検討するとした。

第一章と第二章は対外貿易の中身と担い手を扱っている。第一章は、ユカタンの主力輸出品が綿布・蜜蝋・塩など征服以前と一定の連続性を有する先住民の生産物であったこと、当初は小型船による近隣諸地域との多様な物資交換が見られたが、1620 年代の海上治安悪化を境に対外貿易はカンペチュー港を通じての、比較的大きな船舶による本国のセビリャ、メキシコのベラクルス、ベネズエラのカラカスとの中・遠距離貿易にしばられてくる、とした。第二章は裁判記録等に基づいて貿易に従事した商人たちの経営形態を明らかにし、メリダ市に定住する大規模商人はセビリャとの直航貿易こそ支配しているものの、自ら商品を携えて移動する中小商人も、ハバナなどカリブ海島嶼への穀物供給などにとどまらず、ベラクルスとの貿易にも一定の役割を果たしていたが、ただしその役割は先に述べた貿易船の大規模化に伴って縮小した、とする。

第三章は、関税の徴収記録簿を史料として貿易額を推計し 1609～1676 年のタイムシリーズを示したうえでこれを分析しており、本論文の最も大きな貢献はこの部分にある。本論文によればこの間にユカタン植民地の海外貿易は二つのサイクルを描いており、第一のサイクルは 1610 年代に谷、1630 年代に山、第二のそれは 1640 年代に谷、1660 年代に山がある。1630 年代から 1640 年代の下降は海上治安悪化による対本国貿易の不振によって説明されるが、1640 年代から 1660 年代にかけてのユカタン植民地の購買力回復の時期には対本国貿易はもちなおしておらず、その一端は対カナリア諸島貿易の好調によって説明できるものの、その大半は公式統計には表れない様々な形態の非合法貿易の台頭に求めるしかない、と結論される。ベラクルスとの間のヨーロッパ商品貿易の収支はこの時期に赤字から黒字に転換し、その調達先はカリブ海方面における非合法貿易だと考えられるからである。

第四章は第三章の結論を受けて、当時の非合法貿易の実態を検討する。総督報告書等から得られた約 80 件の事例の中ではオランダ相手のそれが突出しており、本国同様の貿易の自由をもつカナリア諸島民に名義を借りるなど様々な手法があったことが示される。

第五章と第六章では貿易の地域経済への影響が論じられる。第五章ではほぼこの時期にエンコミエンダ貢納の金納化が起り、さらに、官吏が配下の先住民に前貸しを行って輸出向け商品を生産させるレパルティミエントと呼ばれる慣行が登場することが指摘される。第六章では、第五章で述べた転換は先住民人口の減少を反映したものだとする説が従来行われていたが、実際の人口動態は第三章で示されたユカタン植民地の購買力の消長とは合致しないことが示される。そして、1630 年代に報告された極端な貨幣不足がその後解消したこと、まさに同じ時期にレパルティミエントに必要な前貸し資本が商人層から十分に供給されるようになったことからして、人口動態よりはむしろ、カリブ海方面で密輸入されたヨーロッパ商品をベラクルスに再輸出することでベラクルスとの間のヨーロッパ商品貿

易の黒字化が起こり、その結果生じた貨幣供給の増大から、エンコミエンダからレパルティミエントへの転換はよりよく説明されるのではないかとの仮説を示して本論文は閉じられている。

以上が本論文の概要であるが、本論文の最大の貢献は、インディアス文書館において五年の歳月を費やした文書調査を行うことにより、数十年にわたる海外貿易額のタイムシリーズを示した結果、研究に予期しない新生面を開いた点にある。スペインの植民地貿易に対する厳重な統制制度のもとでのみ発生し得た「コンタドゥリア」と呼ばれる膨大な税金徴収記録の手書き文書に基づいて、長期の貿易額タイムシリーズを導く方法論は、前世紀半ばのピエール・ショーニュの仕事以来確立されたものであった。しかし対ヨーロッパ輸出産業を持たないユカタンは、この種の分析にはそぐわないものとみなされて、今日にいたるまで誰ひとりこの作業には手をつけなかった。著者はこういう事情を十分に知りながらあえて本研究に着手し、事前には予想しなかった結果として、自前の輸出産業によって生じたわけではなく、密貿易品の再輸出に根ざすとおぼしい購買力を検出した。この成果は本論文のオリジナルな貢献であり、今後国際学界でも高い評価を受けるであろう。

さらに本論文は抽象的なクリオメトリックスの世界にとどまらず、17世紀ユカタンの海外貿易の世界について、個々の貿易商品、港湾、船舶、大小の商人たち、さらには密貿易の地下世界にいたるまで、意欲的に様々な史料を駆使してその具体相を克明に描き出している。具体的な事実の世界への旺盛な好奇心が、それに見合った史料調査の実力によって十分に裏付けられている点は、計量経済史的な貢献とならぶ、本論文のもうひとつの成果であり美点であって注目に値する。

しかしながら本研究にも問題点はある。第一に、苦心の史料調査によって得られた実証データを余計な抽象概念を使わずわかりやすく具体的に記述している点は本論文の美点ではあるが、その半面著者は解釈を加えるにあたり所によってあまりにも慎重にすぎ、叙述がやや事実の平面にとどまって踏み込みの浅い印象を与える。とりわけこの点は第六章に顕著であり、箇所によっては貿易収支と貨幣供給増減の等価関係といった基本的な点についても十分な理解があるかどうか微妙な点が見られる。とりわけ審査の席で指摘された為替送金制度の採用と貿易収支の赤字黒字との間の因果関係の転倒は本論文の重大な瑕疵であった。

第二に、本論文が海外貿易の世界を踏み越えて、海外貿易と地域経済社会との関係についても考察を広げていることは、その美点の一つではあるけれども、地域経済社会、とりわけ先住民との関係についての叙述は、海外貿易と商人たちについての叙述の有無を言わせない迫りに比べるとやや通り一遍であり、史料のない部分を他地域の研究から得られた通念で不用意に埋めているきらいがある。とりわけ第五章・第六章のレパルティミエントの叙述にそれは顕著であり、たとえば先住民の貨幣需要についてのスペイン側の証言を証言者の利害関係に注意せず鵜呑みにしている点は、審査の席で問題があるとされた。

その他、付録の地図が簡略すぎて言及地名を網羅していないこと、注のいくつかに見ら

れる史料・文献表示の若干の不備、若干の訳語の不適切などの問題点が指摘された。

しかしながら、これらの欠点は、先に述べた本論文の成果と美点を大きく損なうものではない。本論文は未刊行史料を駆使してユカタン植民地の計量経済史に新生面を切り開き、この分野の研究を大きく前進させたものである点を高く評価して、本審査委員会は、本論文の査読及び口述試験の結果により本論文提出者が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。